

# 家畜を飼養されている皆様へ（お願い）

家畜伝染病予防法の一部が改正され、全ての家畜の所有者に以下の2点をお願いすることになりました。

- 1、農場（飼養衛生管理区域）毎に  
「飼養衛生管理責任者（以下：責任者）」を1人選定する。

\* 責任者の役割：飼養衛生管理基準を理解し、情報収集、従業員教育、家畜伝染病の発生予防・まん延防止の徹底を図る。

- 2、国からの情報を確実に伝えるため、  
責任者のメールアドレスを報告する。

\* ショートメールは不可。責任者の御家族のものでも構いません。

全ての飼養者に必要な衛生情報を速やかに提供するため、以上の情報について、下記の手順で収集したいと思います。

皆様のご協力をよろしくお願いします。

～お問い合わせは、西部家畜保健衛生所（TEL0859-62-0140）まで～

ご登録いただいたメールアドレス等の個人情報については、家畜衛生情報の共有や飼養衛生管理者制度の運用等を目的として、国や県が利用し、それ以外の目的では利用しません。

## 【手順】

- ① 責任者を選ぶ（農場主でもかまいません）。
- ② 登録をする責任者のアドレスから以下の項目を記入し、以下のアドレス（西部家保）へメールを送る。

送信先メールアドレス：[seibukachiku@pref.tottori.lg.jp](mailto:seibukachiku@pref.tottori.lg.jp)

\* QRコードからも登録できます→

件名：●●●農場（⇒管理する農場名）  
本文：責任者の氏名、電話番号、住所



以上で手続きは完了です。

必要に応じて西部家畜保健衛生所から連絡させていただく場合があります。

ご報告の締め切り：令和2年6月26日（金）